第40回

定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2024年11月15日(金曜日)
午前10時（受付開始：午前9時）

インターネット等または書面による
議決権行使期限：
2024年11月14日（木曜日）午後6時まで

明光ネットワークジャパン

証券コード：4668

決議事項

第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度改定の件

目　次

第40回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 3
事業報告……21
連結計算書類……55
監査報告書……57

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号
株式会社明光ネットワークジャパン
代表取締役社長 山下 一仁

証券コード 4668
2024年10月29日

株主各位

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

　当社ウェブサイト https://www.meikonet.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html

　また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

　東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
　（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「明光ネットワークジャパン」又は「コード」に当社証券コード「4668」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）
　なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2024年11月14日（木曜日）午後6時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

❶ 日　　時　**2024年11月15日**（金曜日）午前10時

❷ 場　　所　東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京 地下1階「センチュリールーム」

❸ 目的事項

報告事項
1. 第40期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役4名選任の件
第４号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度改定の件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、主要な営業所等、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
◎同一の株主が書面及び電磁的方法の双方により重複して議決権を行使した場合は、当社は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取り扱うものといたします。また、電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合で同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の電磁的方法による議決権行使を有効なものとして取り扱うものといたします。

議決権の行使等についてのご案内

インターネットによる行使



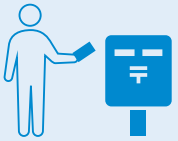
以下の議決権行使サイトに
アクセスいただき、ご行使ください。

https://www.web54.net

お問合せ(通話料無料)
三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
(受付時間 9：00～21：00)
電話番号：0120-652-031
(フリーダイヤル)

2024年11月14日(木曜日)
午後6時まで

書面による行使



議案に対する賛否をご表示のうえ、
ご送付ください。

・議案について賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

2024年11月14日(木曜日)
午後6時到着分まで

株主総会ご出席による行使



議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

・当日は本招集ご通知をご持参ください。

2024年11月15日(金曜日)
午前10時

スマート行使を用いた議決権行使が簡単です。

議決権行使書用紙に記載の「QRコード」を読み取るだけで、議決権行使が可能です。



(注) 1. 本サービスは、ご利用の端末や通信環境等によりご利用いただけない場合があります。
2. 2回目以降のログインには、IDとパスワードの入力が必要です。
3. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

＜機関投資家の皆様へ＞

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームより議決権を行使いただくことができます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主総会及び取締役会の柔軟かつ機動的な運営を可能とするため、現行定款の第14条及び第22条に定める株主総会及び取締役会の招集権者および議長をあらかじめ定めた代表取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
（招集権者および議長） 第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	（招集権者および議長） 第14条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が複数いる場合は、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2　前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第15条～第21条　（条文省略）	第15条～第21条　（現行どおり）
（取締役会の招集） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2　取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 3　（条文省略） 4　（条文省略）	（取締役会の招集） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。代表取締役が複数いる場合は、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役がこれを招集し、議長となる。 2　前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 3　（現行どおり） 4　（現行どおり）

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会において適切な手続きを経て指名されていることを確認し検討を行った結果、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位	在任年数	取締役会への出席状況
1	山下（やました） 一仁（かずひと）	再任	代表取締役社長	17年	100% (17回／17回中)
2	岡本（おかもと） 光太郎（こうたろう）	再任	取締役副社長	4年	100% (17回／17回中)
3	谷口（たにぐち） 康忠（やすただ）	再任	常務取締役	2年	100% (17回／17回中)
4	坂元（さかもと） 考行（こうゆき）	新任	上席執行役員	—	—

候補者番号 1

山下（やました） 一仁（かずひと）（1959年12月7日生）

再任



所有する当社株式数

40,200株

取締役会への出席状況

100%（17/17回）

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 3月	当社入社
2007年11月	当社取締役
2008年11月	当社常務取締役
2012年 9月	当社個別進学館事業本部長
	当社サッカースクール事業部管掌 兼 明光キッズ事業部管掌 兼 事業開発部管掌
2013年 7月	当社事業開発本部長
2014年 9月	当社明光義塾事業本部長（現任）
	当社FC開発部管掌
2014年11月	当社専務取締役
2015年11月	当社取締役副社長
2018年11月	当社代表取締役社長（現任）

［ 重要な兼職の状況 ］

公益財団法人明光教育研究所評議員

▶ 取締役候補者とした理由

山下 一仁氏は、企業経営者として培った豊富な知識と経験を有しており、既存事業の深化によるファンづくりと当社を取り巻く経営環境の変化に対応すべく、明光義塾事業に続く新規事業の柱の創出に尽力してまいりました。

また人的資本経営を体現化するため、社員とのコミュニケーションを積極的にとり、社員それぞれの個性を多様性として活かし、「資本」を「能力」と捉え、個々の「能力」を磨き、一人ひとりが活躍できる環境をつくり、人的資本経営を牽引しております。

今後も当社の企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

岡本（おかもと） 光太郎（こうたろう）（1970年10月31日生） 再任



所有する当社株式数

4,600株

取締役会への出席状況

100%（17/17回）

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 9月	日昇自動車販売株式会社（現オートコミュニケーションズ）入社
2002年 4月	同社取締役
2004年 4月	同社代表取締役社長
2005年 2月	株式会社カーレッツ入社 代表取締役社長
2008年 6月	クリスピー・クリーム・ドーナツ・ジャパン株式会社入社 執行役員COO
2012年 3月	同社代表取締役社長
2017年 4月	グロースポイント・エクイティLLPパートナー
2020年 7月	当社入社 顧問
2020年10月	株式会社古藤事務所取締役
2020年11月	当社専務取締役
2021年 9月	当社キッズ事業本部長
2022年 4月	Simple株式会社取締役
2022年 9月	株式会社明光キャリアパートナーズ取締役
2022年10月	Go Good株式会社取締役
2023年 4月	当社取締役副社長（現任）

▶ 取締役候補者とした理由

岡本 光太郎氏は、当社取締役就任以前に、代表取締役社長として3社の経営実績があり、当社取締役就任後は、プロフェッショナルな経営者の視点で日本語学校事業、キッズ事業等その他事業を統括し、業務執行を適切に管理・監督してきました。また、当社を取り巻く経営環境の変化に対応すべく、経営戦略、M&A戦略、新規ビジネスの創出を立案・実行してまいりました。

財務会計に関する知識も豊富であり、その専門性を活かして新たな事業領域の拡大に尽力しており、今後の当社の更なる成長と企業価値の向上に期待できると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

谷口（たにぐち） 康忠（やすただ） （1974年4月9日生）

再任



所有する当社株式数

3,400株

取締役会への出席状況

100%（17/17回）

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4月	日本電信電話株式会社（NTT）入社
2004年 4月	NTTレゾナント株式会社転籍
2010年11月	NTTコミュニケーションズ株式会社転籍
2021年 3月	当社入社　DX推進室長
2021年 6月	当社執行役員DX推進室長
2021年 7月	当社執行役員DX戦略本部長
2021年 9月	当社執行役員マーケティング部長
2022年 4月	当社執行役員情報システム部長
2022年 6月	Go Good株式会社代表取締役社長（現任）
2022年11月	当社取締役
	当社DX戦略本部長（現任）
2023年 8月	当社常務取締役（現任）

［ 重要な兼職の状況 ］

Go Good株式会社代表取締役社長

▶ 取締役候補者とした理由

谷口 康忠氏は、当社DX戦略本部長として、デジタル技術を活用して組織のシンプル化と責任領域の明確化を推進し、生産性の向上とコストコントロールを通じて、当社のビジネスを抜本的に変革する中心的な役割を果たしております。

また、当社を取り巻く経営環境の変化に対応すべくDX・CX（顧客体験価値）の向上を推進できる人材の育成にも積極的に取り組むとともに、当社のデジタル経営を加速化させるため、自ら旗振り役となり、DX戦略を強く牽引しております。

今後の当社の更なる成長と企業価値の向上に期待できると判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

坂元（さかもと） 考行（こうゆき）（1970年6月15日生）

新任



所有する当社株式数

3,580株

取締役会への出席状況

―

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 3月	当社入社
2015年 9月	当社総務部長
2019年 4月	当社経営企画部長
2020年 3月	株式会社早稲田EDU取締役
2021年 6月	当社執行役員経営企画部長
2022年 4月	Simple株式会社取締役（現任）
2022年 9月	株式会社明光キャリアパートナーズ取締役（現任）
2022年10月	国際人材開発株式会社取締役
	Go Good株式会社取締役
2023年 4月	当社サステナビリティ推進室室長（現任）
2023年 8月	当社上席執行役員経営企画部長（現任）

［ 重要な兼職の状況 ］

Simple株式会社取締役
株式会社明光キャリアパートナーズ取締役

▶ 取締役候補者とした理由

坂元 考行氏は、新卒で入社以来、教室勤務を経て、総務部長、そして現在は、経営企画部長、サステナビリティ推進室室長として、当社のM&A戦略、IR戦略、ファイナンス戦略、新規ビジネスの創出を推進し、当社のビジネスを抜本的に変革する中心的な役割を果たしております。

また、当社を取り巻く経営環境の変化に対応すべくサステナビリティ経営と経営戦略の一体化の実現を力強く推進しております。今後の当社の更なる成長と企業価値の向上に期待できると判断し、当社取締役としての選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案　監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位	在任年数	取締役会への出席状況
1	神坐（じんざ）　浩（ひろし）	再任	社外取締役 （常勤監査等委員）	2年	100% （17回／17回中）
2	青野（あおの）　奈々子（ななこ）	再任	社外取締役 （監査等委員）	2年	100% （17回／17回中）
3	熊王（くまおう）　斉子（さいこ）	再任	社外取締役 （監査等委員）	2年	100% （17回／17回中）
4	岩瀬（いわせ）　香奈子（かなこ）	再任	社外取締役 （監査等委員）	2年	100% （17回／17回中）

候補者番号 1

神坐（じんざ） 浩（ひろし）（1956年11月22日生）

再　任　社外取締役



所有する当社株式数

2,700株

取締役会への出席状況

100%（17/17回）

監査等委員会への出席状況

100%（18/18回）

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行
2004年 7月	株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） ロスアンゼルス支店長
2006年 5月	株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 米州本部米州企画部長
2008年 2月	同行丸の内支社長
2010年 1月	株式会社イトーキ執行役員国際統括部長就任
2013年 1月	同社常務執行役員国際本部長就任
2020年12月	同社退職
2021年 3月	当社社外監査役（非常勤）就任
2021年10月	株式会社ホテルニューアカオ非常勤取締役就任
2022年11月	当社社外取締役（監査等委員）（常勤）就任（現任）

▶ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

神坐 浩氏は、長年にわたる金融機関等での金融、財務及び企業経営に関する豊富な経験と知識と他社での社外取締役としての経験を有しております。また、海外での勤務経験をもとに、グローバルな視点から当社の経営上の重要事項につき、常勤監査等委員としての有効な助言をいただいております。

今後も当社の経営全般の監視を行い、監査の実効性を高めていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として、選任をお願いするものであります。

神坐 浩氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

候補者番号 2

青野（あおの） 奈々子（ななこ） （1962年1月15日生） 再任 社外取締役



所有する当社株式数

―株

取締役会への出席状況

100%（17/17回）

監査等委員会への出席状況

100%（18/18回）

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	日興證券株式会社（現SMBC日興証券株式会社）入社
1995年11月	中央青山監査法人入所
2002年 7月	株式会社ビジコム（現株式会社OAGビジコム）入社
2005年 3月	同社取締役
2008年 6月	株式会社ダスキン社外監査役
2010年 5月	株式会社GEN代表取締役社長（現任）
2017年 6月	株式会社ミスミグループ本社社外監査役（現任）
2019年 6月	日本製紙株式会社社外監査役（現任）
2020年 3月	オプテックスグループ株式会社社外取締役
2021年 3月	当社社外監査役（非常勤）就任
2022年11月	当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

［ 重要な兼職の状況 ］

株式会社GEN代表取締役社長
株式会社ミスミグループ本社社外監査役
日本製紙株式会社社外監査役

▶ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

青野 奈々子氏は、公認会計士として広範な財務・会計の知識を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見と他社での社外取締役としての経験を有しております。そのことにより、当社経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がる助言をいただいております。

今後も当社の経営全般に対する助言と監査の実効性を高めていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者として、引き続き選任をお願いするものであります。

青野 奈々子氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

候補者番号 3

熊王 斉子（くまおう さいこ）（1970年2月27日生）

再任 社外取締役



所有する当社株式数

―株

取締役会への出席状況

100%（17/17回）

監査等委員会への出席状況

100%（18/18回）

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2017年12月	最高裁判所司法研修所終了
	第一東京弁護士会登録
	弁護士法人リーガルプラス入所
2018年 6月	島村法律会計事務所入所（現任）
2020年 3月	セーラー万年筆株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2021年 6月	株式会社コロワイド社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年 7月	Hamee株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年11月	当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

［ 重要な兼職の状況 ］

島村法律会計事務所
セーラー万年筆株式会社社外取締役（監査等委員）
株式会社コロワイド社外取締役（監査等委員）
Hamee株式会社社外取締役（監査等委員）

▶ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

熊王 斉子氏は、企業法務の専門知識に加え、取締役監査等委員としての経験もあり、企業経営においてESGを踏まえた、経営の管理と、企業におけるガバナンスの強化の重要性が増す中、当社経営の透明性の確保、及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながる助言をいただいております。

今後も弁護士としての、専門知識と幅広い目線での取締役会運営への貢献を期待できる人材と判断し、監査等委員である社外取締役候補者として、引き続き選任をお願いするものであります。

熊王 斉子氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

候補者番号 4

岩瀬（いわせ） 香奈子（かなこ） （1975年4月2日生） 再任 社外取締役



所有する当社株式数

1,300株

取締役会への出席状況

100%（17/17回）

監査等委員会への出席状況

100%（18/18回）

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4月	株式会社パソナ入社
2000年 9月	IQファイナンシャルシステムズ（現インフォシスリミテッド日本支社）入社
2005年 9月	日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社入社
2009年 3月	株式会社アルーシャ設立代表取締役（現任）
2019年 6月	株式会社プレステージ・インターナショナル社外取締役
2021年 6月	株式会社幸楽苑ホールディングス社外取締役
2022年11月	当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

［ 重要な兼職の状況 ］

株式会社アルーシャ代表取締役

▶ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岩瀬 香奈子氏は、経営を通じた社会課題の解決を目指し、日本に暮らす難民の自立支援のための就労の場の提供や児童養護施設の児童に対して職業体験の機会を提供するなど、人権、サステナビリティ、SDGsへの理解と経営者としての豊富な経験を有しております。また、当社のサステナビリティ経営に対しても独自の視点から助言をいただいております。

今後も経営者としての専門知識と幅広い目線での取締役会運営への貢献を期待できる人材と判断し、監査等委員である社外取締役候補者として、引き続き選任をお願いするものであります。

岩瀬 香奈子氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、神坐浩氏、青野奈々子氏、熊王斉子氏及び岩瀬香奈子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 各氏は、社外取締役候補者であります。当社は、社外取締役候補者について当社の定める独立社外役員の選任基準を満たすことを求めておりますが、各氏は当該選任基準のすべてを満たしております。
4. 熊王斉子氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、前述の理由により社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
5. 神坐浩氏、青野奈々子氏、熊王斉子氏及び岩瀬香奈子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、各氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

株主総会参考書類

<ご参考>

第2号議案及び第3号議案を原案どおり承認可決いただいた場合、役員体制の構成は以下のとおりとなります。

役員体制についての基本的な考え方

明光ネットワークジャパンは、「子どもたちの自立を支援する」教育事業会社から、幼児からシニアまで「あらゆる人々の可能性をひらく」グループへ、“Purpose”「『やればできる』の記憶をつくる」を起点に、一人ひとりのライフステージに応じた「輝く未来」を実現する、総合的な人材支援グループを目指しております。

これからも社会から選ばれる企業であり続けるために、教育格差、デジタル教育、教育／労働の機会不均衡、生産労働人口の減少、高齢化社会等の社会課題を新たなビジネスの機会と捉え、“Purpose”「『やればできる』の記憶をつくる」を起点として、積極的にその解決にチャレンジし、教育事業と人材・研修事業を展開する当社の健全で持続的な成長と株主価値・企業価値向上に貢献できる人材であることを役員選任の基本要件としております。

■ 特に取締役に必要・期待される主な専門性及び経験

	候補者番号	氏名	Purpose経営・経営戦略	サステナビリティ	人的資本経営	事業・営業経験	DX・CX	マーケティング・ブランディング	新規ビジネスの創造・M&A	法務・コンプライアンス	財務・ファイナンス
取締役	1	山下 一仁	●	●	●	●		●	●	●	
	2	岡本 光太郎	●		●	●		●	●		●
	3	谷口 康忠		●		●	●	●	●		
	4	坂元 考行		●	●				●	●	●
監査等委員	1	神坐 浩 社外	●			●			●	●	●
	2	青野 奈々子 社外				●				●	●
	3	熊王 斉子 社外		●		●	●			●	
	4	岩瀬 香奈子 社外		●	●	●					

※上記一覧表各人に必要・期待される項目を記載しております。また、今後も、当社を取り巻く環境変化や、当社の事業戦略の進展等にあわせて、必要・期待される役割、ダイバーシティのあり方について継続的に議論を行い、柔軟に変化させていきます。

■ 特に執行役員に必要・期待される主な専門性及び経験

氏　名		事業戦略	サステナビリティ	人的資本戦略	業界経験・営業	DX・CX	マーケティング・ブランディング	コンプライアンス・リスク管理	財務・ファイナンス
浅水 真人	上席執行役員 明光義塾事業本部 副本部長 兼 関東甲信カンパニープレジデント	●		●	●	●	●		
渡辺 修司	上席執行役員 管理本部長 兼 人事部長 兼 明光グループ統括室長		●	●				●	●
江藤 佳弘	執行役員 明光義塾事業本部 近畿中四国カンパニープレジデント	●			●		●	●	
楯山 洋朗	執行役員 キッズ事業本部長 兼 キッズ事業部長	●			●		●	●	
中村 知也	執行役員 RED事業本部長 兼 RED事業部長 兼 開発部長	●			●		●	●	

※上記一覧表各人に必要・期待される項目を記載しており、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。また、今後も、当社を取り巻く環境変化や、当社の事業戦略の進展等にあわせて、必要・期待される役割、ダイバーシティのあり方について継続的に議論を行い、柔軟に変化させていきます。

独立社外取締役選任基準

当社は、社外取締役候補者を選任する際に、その独立性を確保するため、独立社外取締役の選任基準を規定しており、当社ホームページ（https://www.meikonet.co.jp/ja/ir/management/governance.html）に開示しております。

第4号議案　取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度改定の件

当社は、2022年11月18日開催の第38回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬について年額300百万円以内（役員賞与を含み、使用人分給与は含まない。）とすること、及び、信託を用いた株式報酬について、業績連動報酬（株式報酬）における信託期間（当初４年間）中に取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役は除く。）への報酬として拠出する金額の上限を、金銭報酬枠とは別枠で、１事業年度あたり70百万円、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役は除く。）に付与されるポイント総数の上限を、１事業年度あたり40,000ポイント（１ポイントは当社株式1株）とすることを、それぞれご承認いただいております。また、2023年11月17日開催の第39回定時株主総会において、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、現行の取締役の金銭報酬枠の範囲内で、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額について年額50百万円以内、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数について年7万株以内とすることをご承認いただいております。

今般、信託を用いた株式報酬制度よりも、譲渡制限付株式報酬制度の方が、取締役が直接株式を保有するため、金銭による配当が付与されるなど、取締役が株主の皆様とより近い目線で経営を行い、株価及び業績向上への取締役の意欲や士気をより一層高めることが可能であること等を踏まえ、信託を用いた株式報酬制度を廃止し、取締役に対する株式報酬制度は、譲渡制限付株式報酬制度のみとすること及び当該制度を一部改定することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様とのより一層の価値共有を進めるという目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、直近事業年度における連結営業利益の水準やESGを含む複数の評価項目を踏まえて、指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は5名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役の人数は４名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、その１株当たりの払込金額は当該取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当

契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、譲渡制限付株式報酬制度に関する議案が本株主総会で承認可決されることを条件として、信託を用いた株式報酬制度を廃止し、本株主総会の開催日が属する事業年度の直近事業年度分に係るポイント付与を最後に、新たなポイントの付与は行わない予定です。

また、当社は、2023年10月26日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定しており、その内容の概要は事業報告［4（5）①取締役（監査等委員である取締役を除く。以下①において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項］に記載のとおりでありますが、2024年10月23日開催の取締役会において、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを決議いたしました。変更後の当該方針の内容は、後述の【ご参考②】に記載のとおりです。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

【ご参考①】

当社は、当社の執行役員及び従業員に対し、上記譲渡制限付株式と概ね同様の譲渡制限付株式を付与し、また、当社のグループ会社の取締役に対しても、上記譲渡制限付株式と概ね同様の譲渡制限付株式を付与することで、当社グループ全体で業績達成を目指す所存であります。

【ご参考②】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本aにおいて同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすること、透明性と客観性を備えたプロセスにより決定されることを基本方針といたしております。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（月額報酬）と非金銭報酬（株式報酬）により構成されています。社外取締役の個人別の報酬等については、業務執行から独立した立場であることから非金銭報酬（株式報酬）は導入せず、基本報酬のみを月額報酬として支給することとしております。

(b) 決定方針の内容の概要

イ　基本報酬に関する方針

取締役の年間報酬総額は定時株主総会で決議しております。各取締役の報酬については、各取締役の職務内容及び当社の状況等を踏まえ、代表取締役社長が原案を作成し、指名報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定しております。

ロ　非金銭報酬（株式報酬）に関する方針
取締役（社外取締役を除く。）の非金銭報酬は、業績連動報酬としての譲渡制限付株式報酬制度（以下「RS制度」という。）により構成されております。
RS制度は、当社と取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、これに基づき譲渡制限付株式を割り当てる制度であり、譲渡制限期間中も取締役が株式を保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを更に付与すると共に、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的としております。なお、譲渡制限付株式の割当て及びその数については、一定の時期に、役位、業績状況、その貢献度、当社の状況及びESGを含む複数の評価項目等を踏まえ、代表取締役社長が原案を作成し、指名報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定しております。

ハ　基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、各取締役の職務内容及び当社の状況等、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準も踏まえ、指名報酬委員会の諮問を経て、取締役会にて決定します。

二　取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の基本報酬の内容の決定にあたっては、取締役会において決定した基本報酬の決定方針のとおり、各取締役の職務内容及び当社の状況等を踏まえ、代表取締役社長が原案を作成し、指名報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定しており、決定方針に沿うものと判断しております。また、取締役（社外取締役を除く。）の個人別の非金銭報酬（株式報酬）については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、決定方針に沿うものと判断しております。

b. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(a) 取締役の報酬限度額は以下のとおりであります。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年11月18日開催の第38回定時株主総会において、年額300百万円以内（役員賞与を含み、使用人分給与は含まない。）として決議いただいております（同定時株主総会終結時の取締役の員数は5名）。これに加え当社は、2023年11月17日開催の第39回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度を導入し、RS制度の限度額は、2024年11月15日開催の第40回定時株主総会において金銭報酬枠とは別枠で、年額100百万円以内、総数10万株以内と決議されております（同定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は４名）。

(b) 監査等委員である取締役の報酬限度額は以下のとおりであります。
監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年11月18日開催の第38回定時株主総会において、年額50百万円以内として決議いただいております（同定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は４名）。

以上

事業報告（2023年9月1日から2024年8月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年９月１日～2024年８月31日）におけるわが国経済は、足踏みを交えつつも、緩やかな回復を見せてまいりました。先行きについても、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。

当社グループの属する教育サービス業界におきましては、2023年の出生数が72万人台と1947年以降の統計で最小を記録するなど少子化が加速する他、近年では大学入試における総合型・学校推薦型選抜による入学者が全大学入学者の概ね半数に及ぶなど、教育事業を取り巻く環境の構造変化が進んでおります。

当社グループはこのような環境の中で、2022年８月期を初年度とする中期３ヶ年計画を策定し、中期経営方針を「ファン・イノベーション“Ｆａｎ・Ｆｕｎ Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ”」としました。

当社は“Purpose”「『やればできる』の記憶をつくる」を起点として“蛻変（ぜいへん）”を繰り返しながら、“人の可能性をひらく”企業グループの実現というＶｉｓｉｏｎのもと、下記の基本方針に沿った事業戦略・人事戦略・資本戦略を推進してまいりました。

＜基本方針＞

①　Ｆａｎをつくる
・ＤＸの推進と明光ブランドの深化と探索により、新たなファンを創出します。
・社会の変化に対応した新しい価値の提案により、まなびのインフラをひろげます。
②　Ｆｕｎをつくる
・“わくわく”を通じて満足と信頼に満ちたファン・エンゲージメントを育みます。
・働きがいのある、ウェル・ビーイングな職場づくりを目指します。
③　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ（＝新結合）をつくる
・常に新しい“め”でみて意識変化し、判断行動します。
・事業収益のさらなる向上のために、事業構造を変革します。

＜中期経営計画における戦略＞

①　事業戦略
・既存事業における新教室フォーマットによる新規開校と、顧客エンゲージメント向上への取り組みを強化してまいります。
・新規事業である人材事業への取り組みを強化することで、教育事業に続く収益の柱を創出し、社会環境の変化に強い事業ポートフォリオへの変革を図ります。
・ＤＸ戦略として、「全社デジタルマーケティング機能の実現」と「ＤＸデータプラットフォームの構築」に取り組んでまいります。

② 人事戦略
・イノベーション創出のためのダイバーシティ経営の推進と、働き方改革によるウェル・ビーイングの追求に取り組んでまいります。
③ 資本戦略
・事業基盤の強化・成長投資に必要な自己資本の充実と、株主の皆さまに対する安定的かつ持続的な利益還元を通じて中長期的に企業価値を高めてまいります。

中期３ヶ年計画最終年度となる当連結会計年度は、中期経営方針である「ファン・イノベーション“Ｆａｎ・Ｆｕｎ Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ”」の「その先へ」向かう年度と位置づけました。未来社会に向けて、お客様視点に立ち、「人的資本経営」と「デジタル経営」を実現し、「高い付加価値」の創造に取り組んでまいりました。

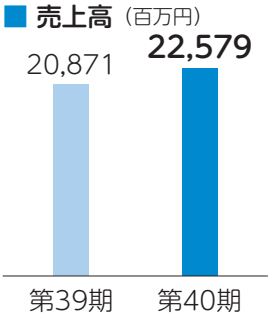
「人的資本経営」につきましては、「従業員の成長こそ当社の成長」と捉え、従業員の「スキルと能力開発」、「リーダー育成とサクセッション」、「ＤＸとＣＸの推進」、「ダイバーシティ＆インクルージョン」、「Ｗｅｌｌ―ｂｅｉｎｇ」という人的資本投資を通じ、従業員全員が自らの仕事に誇りを持ち、個々の力を発揮することで、人の可能性をひらく企業グループとなり輝く未来の実現に取り組んでまいりました。

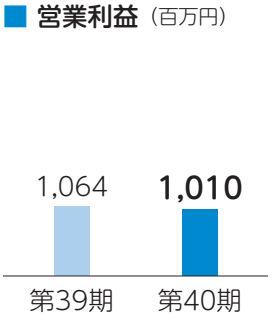
「デジタル経営」につきましては、ＤＸの実行に向けて、ＤＸ領域を「攻めのデジタル化（ＤＩ：デジタルイノベーション、ＤＸ：デジタルトランスフォーメーション）」と「守りのデジタル化（デジタイゼーション、ＩＴインフラ）」に分けて定義を行いました。ＤＸ戦略本部の組織体制を見直すことで、ＱＣＤＳ（Ｑｕａｌｉｔｙ: 品質、Ｃｏｓｔ: 費用コスト、Ｄｅｌｉｖｅｒｙ: 納期、Ｓａｆｅｔｙ: 安全性）をオペレーションＤＸのＫＰＩとして捉え、オペレーション強化に努めてまいります。また、ＤＸ人材を計画的にアサイン・育成するためのリスキリング教育にも取り組んでまいりました。

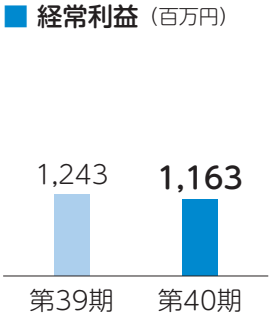
事業報告

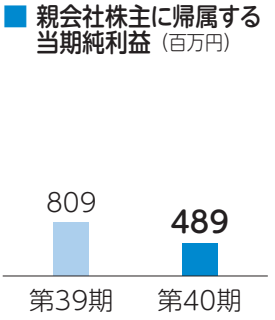
これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は22,579百万円（前期比8.2％増）、営業利益1,010百万円（同5.1％減）、経常利益1,163百万円（同6.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益489百万円（同39.5％減）となりました。

売上高	22,579百万円（前期比8.2％増）
営業利益	1,010百万円（前期比5.1％減）
経常利益	1,163百万円（前期比6.4％減）
親会社株主に帰属する当期純利益	489百万円（前期比39.5％減）









セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

明光義塾直営事業

▶ 売上高

13,355百万円

(前期比**5.3**%増)

▶ セグメント利益（営業利益）

1,254百万円

(前期比**7.1**%増)

▶ 教室数

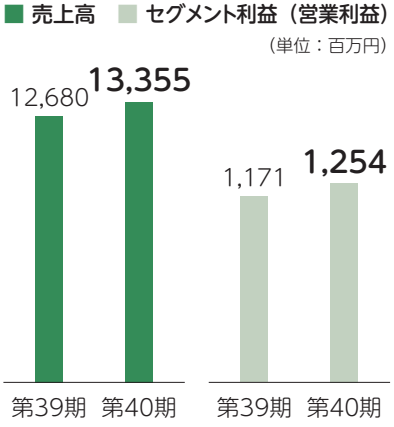
489教室

(前期末**458**教室)

▶ 在籍生徒数

33,465名

(前期末**30,555**名)





明光義塾直営事業につきましては、前期（2023年８月期）より、全国を５つの地域に分けた「カンパニー制」による運営体制のもと、地域ごとの環境・状況に合わせた「戦略の選択と集中」を直営・ＦＣが一体となって推進してまいりました。

中学生指導におきましては、生徒の学力に応じて取り組むべき問題が明確にわかる「明光式特許10段階学習法」を通じて、「授業の質」のアップデートを図るとともに、家庭学習サポートサービス「ＭＥＩＫＯ！家スタディ®」を通じて、家庭学習の質と量を確保するための取り組みを推進してまいりました。

また、生徒・保護者とのコミュニケーションアプリ「明光義塾アプリ塾生証」、ならびに、教室と講師の間のコミュニケーションアプリ「明光義塾アプリ講師証」につきましては、教室への導入フェーズを経て、生徒・保護者のＣＸ（顧客体験価値）向上、教室業務のＤＸ改革による効率化、講師とのエンゲージメント強化などの実行フェーズとして、教室運営の一層の改善を推進しております。

これらの結果、明光義塾直営事業における当連結会計年度の売上高は13,355百万円（当社売上高7,219百万円、連結子会社5社売上高計6,135百万円）（前期比5.3%増）、セグメント利益（営業利益）は1,254百万円（当社営業利益756百万円、連結子会社5社営業利益計497百万円）（同7.1%増）となりました。教室数は489教室（当社直営274教室、連結子会社5社計215教室）、在籍生徒数は33,465名（当社直営19,580名、連結子会社5社計13,885名）となりました。

明光義塾フランチャイズ事業

▶ 売上高

4,145百万円

(前期比**2.8**%減)

▶ セグメント利益（営業利益）

1,116百万円

(前期比**14.0**%減)

▶ 教室数

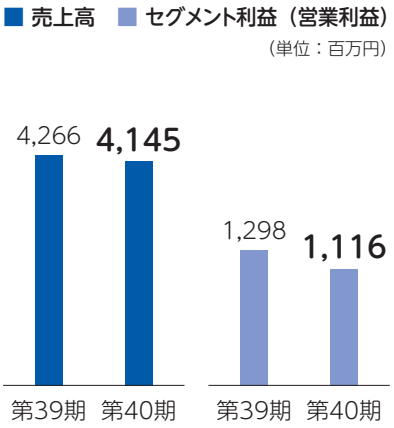
1,216教室

(前期末**1,296**教室)

▶ 在籍生徒数

64,092名

(前期末**65,176**名)



明光義塾フランチャイズ事業につきましては、カンパニー主導による直営・フランチャイズ一体の取り組みにより、教育研修や事例・ノウハウの共有、教室運営などの施策について、地域ごとの環境・状況に合わせて重点課題や優先順位の濃淡をつけながら、迅速に推進することができました。

これらの結果、明光義塾フランチャイズ事業における当連結会計年度の売上高は4,145百万円（前期比2.8%減）、セグメント利益（営業利益）は1,116百万円（同14.0%減）、教室数は1,216教室（連結子会社5社除く。）、在籍生徒数は64,092名（連結子会社5社除く。）となりました。



日本語学校事業

▶ 売上高

1,352百万円

(前期比20.6%増)

▶ セグメント利益（営業利益）

79百万円

(前期比296.5%増)

▶ 校舎数

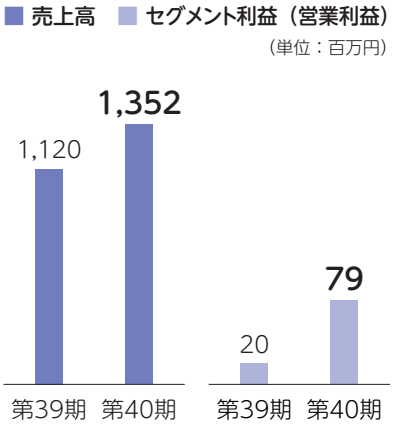
2校

(前期末2校)

▶ 在籍生徒数

1,688名

(前期末1,457名)



連結子会社である株式会社早稲田ＥＤＵ（早稲田ＥＤＵ日本語学校）及び国際人材開発株式会社（ＪＣＬＩ日本語学校）による日本語学校事業につきましては、「進学教育（大学院・大学・専門学校）」「美術基礎教育」「ＥＪＵ（日本留学試験）対策」「就職支援（在留資格：技術・人文知識・国際業務、特定技能）」などの強み・特色を活かした学生募集活動・事業運営を進めてまいりました。なお、早稲田ＥＤＵ日本語学校と比較して、生徒数の回復がやや遅れていたＪＣＬＩ日本語学校におきましては、2023年10月ならびに2024年4月の入学者数が増加したことにより、大きく改善を見せました。

これらの結果、日本語学校事業における当連結会計年度の校舎数は2校（早稲田EDU日本語学校1校、JCLI日本語学校1校）、在籍生徒数は1,688名（早稲田EDU日本語学校787名、JCLI日本語学校901名）となり、売上高は1,352百万円（前期比20.6%増）、セグメント利益（営業利益）は79百万円（同296.5%増）となりました。





その他

▶ 売上高

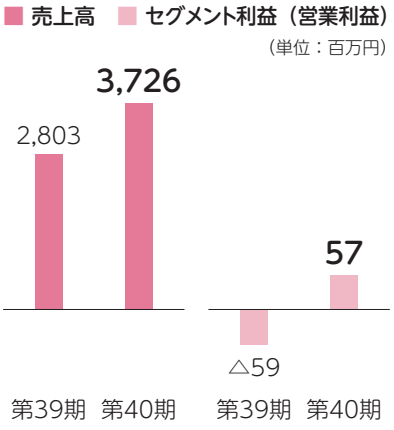
3,726百万円

(前期比**32.9**%増)

▶ セグメント利益（営業利益）

57百万円

(前期はセグメント損失
(営業損失)△59百万円)



自立学習ＲＥＤ事業につきましては、ＡＩタブレットを活用した個別最適化された学習カリキュラムにより、自分から勉強する力を育む自立学習塾として、株式会社スプリックスと緊密に連携を取りながら、直営教室による運営ノウハウの確立と、フランチャイズ教室の増加により、ブランドの価値向上を推進してまいりました。

これらの結果、自立学習ＲＥＤ事業における当連結会計年度の教室数は102教室（当社直営26教室、フランチャイズ76教室）となりました。

キッズ事業（アフタースクール）につきましては、地域への発信を強化し、事業の存在価値を広げていくべく、直営スクール「明光キッズ」のほか、私立小学校等からの運営受託、民間学童クラブ（助成型）、公設民営、フランチャイズ等、様々な運営形態を取りながら、お客様から信頼され満足度の高いスクール運営と質の高いサービス提供に取り組んでまいりました。

これらの結果、キッズ事業（アフタースクール）における当連結会計年度のスクール数は32スクール（直営6スクール、フランチャイズ及び運営受託等26施設）となりました。

明光キッズe事業につきましては、オールイングリッシュの学童保育・プリスクールとして、ロケーション毎の学童保育の需要や幼児英語教育への関心等に対応した取り組みを推進していく中で、不採算スクールのクローズを行いました。

これらの結果、明光キッズｅ事業における当連結会計年度のスクール数は8スクール（直営2スクール、フランチャイズ6スクール）となりました。

外務省より受託したＥＰＡ（経済連携協定）に基づくベトナム人看護師・介護福祉士候補者に対する訪日前日本語研修事業につきましては、これまでに培った日本語教育・日本文化理解教育の経験を最大限に活用し、質の高い教育の提供を追求してまいりました。



自立学習RED事業



キッズ事業

連結子会社である株式会社明光キャリアパートナーズにつきましては、日本人の新卒・第２新卒に特化した人材紹介事業や、外国人材紹介事業（特定技能人材等）、外国人材向け教育・研修事業を展開してまいりました。加えて、それらのノウハウを活かし、経済産業省「リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業」の補助対象事業として、一次公募に続き、二次公募の採択企業として選定されております。

連結子会社であるＳｉｍｐｌｅ株式会社による保育士・栄養士の転職支援サービスにつきましては、お客様満足度の高いサービス提供を行いながら、生産性向上に向けた取り組みを推進してまいりました。事業特性上、保育士の入職は新年度4月に売上計上が集中いたしますが、同時期の実績が計画を下回ったことで、当連結会計年度としても計画を下回る結果となりました。

連結子会社であるＧｏ Ｇｏｏｄ株式会社につきましては、デジタルの力で新たな市場を開拓すべく、デジタル広告・動画広告事業やメタバース（３Ｄ仮想空間）事業などの展開に加えて、新規事業の企画開発を推進してまいりました。

連結子会社である株式会社古藤事務所による学校支援事業（入試問題ソリューション）につきましては、業務の質の向上と確実な遂行により、堅調な業況推移となりました。

なお、2024年３月26日付で株式を取得した児童発達支援・放課後等デイサービス事業を展開する株式会社ランウェルネス（現株式会社明光ウェルネス）につきましては、第３四半期連結会計期間末より、連結の範囲に含めております。

その他の事業の当連結会計年度の業績合計は、上記以外の事業も含めて売上高は3,726百万円（前期比32.9%増）、セグメント利益（営業利益）は57百万円（前期はセグメント損失（営業損失）59百万円）となりました。



明光キャリアパートナーズ（留学生フェア）



Go Good



明光ウェルネス

事業報告

＜ご参考＞明光義塾教室数、明光義塾在籍生徒数及び明光義塾教室末端売上高等の推移

回　次		第39期		第40期	
連結会計年度		自2022年9月１日 至2023年8月31日		自2023年9月１日 至2024年8月31日	
		経営成績他	前期比較	経営成績他	前期比較
明光義塾（当社直営）教室数		239	19	274	35
明光義塾（MAXISエデュケーション）教室数		98	3	91	△7
明光義塾（ケイライン）教室数		40	△1	41	1
明光義塾（TOMONI）教室数		42	－	43	1
明光義塾（One link）教室数		21	△1	20	△1
明光義塾（クース・コーポレーション）教室数		18	2	20	2
明光義塾直営教室数計		458	22	489	31
明光義塾フランチャイズ教室数		1,296	△43	1,216	△80
明光義塾教室数合計		1,754	△21	1,705	△49
明光義塾（当社直営）教室在籍生徒数	(名)	16,992	1,090	19,580	2,588
明光義塾（MAXISエデュケーション）教室在籍生徒数	(名)	6,539	△95	6,340	△199
明光義塾（ケイライン）教室在籍生徒数	(名)	2,830	△49	2,919	89
明光義塾（TOMONI）教室在籍生徒数	(名)	2,140	△125	2,274	134
明光義塾（One link）教室在籍生徒数	(名)	871	△76	1,016	145
明光義塾（クース・コーポレーション）教室在籍生徒数	(名)	1,183	15	1,336	153
明光義塾直営在籍生徒数計	(名)	30,555	760	33,465	2,910
明光義塾フランチャイズ教室在籍生徒数	(名)	65,176	△4,060	64,092	△1,084
明光義塾在籍生徒数合計	(名)	95,731	△3,300	97,557	1,826
明光義塾直営事業売上高	(百万円)	12,680	493	13,355	674
明光義塾フランチャイズ事業売上高	(百万円) ※1	4,266	△259	4,145	△120
日本語学校事業売上高	(百万円)	1,120	305	1,352	231
その他の事業売上高	(百万円)	2,803	656	3,726	923
売上高合計	(百万円)	20,871	1,196	22,579	1,708
明光義塾直営教室売上高	(百万円)	12,680	493	13,355	674
明光義塾フランチャイズ教室末端売上高	(百万円)	23,096	△1,235	22,352	△744
明光義塾教室末端売上高合計	(百万円) ※2	35,777	△741	35,707	△69

※1　明光義塾フランチャイズ事業売上高は、ロイヤルティ収入及び商品売上高等を記載しております。
2　明光義塾教室末端売上高合計は、直営教室の授業料、教材費、テスト料等の全売上高と、フランチャイズ教室の授業料等の売上高を合計したものであり、フランチャイズ教室の教材費、テスト料等の売上高は含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は367百万円（有形固定資産及び無形固定資産の受入ベース数値）であります。

その主なものは、教室システム等の改修による増加及び、明光義塾直営教室の増設、リニューアルに伴う教室内装工事に係る設備投資であります。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年3月26日付で株式会社ランウェルネスの株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

なお、同社は2024年5月31日付で株式会社明光ウェルネスに商号変更しております。

(8) 対処すべき課題

日本における今後の人口動態の問題は、少子高齢化の加速だけに留まらず、生産労働人口の減少に伴う働き手不足など、多岐にわたる課題が危惧されています。こうした社会課題に対し、当社グループでは教育を介在価値として“Purpose”「『やればできる』の記憶をつくる」を起点として「総合的な人材支援グループ」への進化を遂げることで、「人の可能性をひらく企業グループ」という“Vision”を実現するために、2025年８月期を初年度とする3ヵ年中期経営計画「MEIKO Transition」を策定いたしました。

当社グループは、中期経営計画「MEIKO Transition」の3ヵ年を、利益を創出するための投資期間と位置づけ、現状の課題解決を図り、未来を切り開く成長基盤を構築するために、「事業」と「ヒト」の両面から、大胆なTransition（※）を断行し、持続的な成長を続け、その先の100年企業を目指してまいります。

（※）Transition：連続的な変化を遂げながら、その先のステージへ移行すること

事業報告

◇ Business Transition

当社グループは、子どもたちの自立を支援する教育事業会社から、幼児からシニアまであらゆる人々の可能性をひらき、一人ひとりのライフステージに応じた輝く未来を実現する「総合的な人材支援グループ」へとTransitionを図ります。従来の事業のみならず、新たな市場機会を積極的に捉え、“Purpose”及び“Vision”と親和性があり、社会課題を解決する事業を多数創出することで、安定した収益基盤を構築します。

◇ Human Transition

当社グループの一人ひとりが新たな価値創造に果敢に挑戦し、“Purpose”「『やればできる』の記憶をつくる」及び“Vision”「人の可能性をひらく」を体現するため、従来のやり方や考え方からのTransitionを図ります。一人ひとりがTransitionを図ることで、自らの成長を実現するとともに、グループ全体の競争力を飛躍的に向上させます。

経営方針

中期経営計画「MEIKO Transition」～その先の100年企業を目指して～



（1）Business Transition 基本方針

①ポートフォリオの進化

・明光義塾に続く成長の柱として、人材・研修事業、新規事業への投資により成長基盤を構築し、バランスよく利益を創出します。

②顧客層（ターゲット）の拡大

・教育ニーズの多様化に応える教育事業の顧客拡大とともに、人材・研修事業は、顧客の幅を広げて多様なニーズに応えます。

③アライアンス戦略の加速

・行政、教育機関、民間事業者をはじめとする協業の強化により、新サービスの導入を加速します。

④グループアライアンスの実現

・当社グループのシナジーを最大化するための人事の最適化を実現します。またグループ統括室を起点とした運営支援を実施します。

⑤安心・安全な環境づくり

・事業活動の継続とともに、当社グループの事業活動に従事する一人ひとりと顧客の安全を守ります。

（2）事業戦略

①教育：明光義塾事業

・高収益を実現しているトップランナーの成功事例を、直営から開始しFCに横展開し、収益構造を転換、底上げすることによって、利益体質を強化します。

・ホスピタリティをすべての根幹に据えて、「ホスピタリティ・コーディネータ」「アソシエイト・ホスピタリティ・コーディネータ」の資格取得を推進し、現在までにグループ全体で累計398名の取得者がおります。ホスピタリティの実践によって、提供サービスの品質底上げを実施し、顧客満足度のみならず従業員満足度も高め、継続したくなる体験価値「ずっと明光」を実現します。

②教育：キッズ事業

・13校から受託している私立小学校のみならず、アセットを所有するアライアンス先を開拓し、協業を強化します。

③教育：自立学習RED事業

・ICTを活用したヒトに頼らないビジネスモデルである強みを活かし、フランチャイジーを拡大するとともに、講師不足である自治体との協働や町営塾の運営受託を強化します。

④教育：日本語学校事業

・日本語学校事業の２校にて、グループ内アライアンスを強化し、シナジーを追求します。

⑤人材・研修：人材事業（特定技能）

・市場ニーズの高い外食業界を中心として展開してきましたが、今後は業種領域を拡大します。またホスピタリティを根幹とした研修を実施し、差別化した人材を輩出します。

⑥人材・研修：人材事業（人材紹介）
・市場ニーズの高い業種に絞り、人材紹介先及び求職者との関係性を構築してきましたが、今後は業種領域を拡大します。
⑦人材・研修：研修事業
・個人向けリスキリングを新規導入し、リスキリングから人材紹介までをMIXしたハイブリッドモデルにより差別化を図ります。

（3）財務投資戦略・組織人事戦略
①キャピタルアロケーション
・既存事業の成長投資、人材育成、システム・DXなどへの基盤投資だけでなく、将来の主力事業になり得る成長可能性の高い人材・研修事業、新規事業に手元資金、営業及び財務キャッシュフローを原資とする30億円から50億円程度の規模で戦略投資を推進します。
②Human Transition 基本方針
・人材を資源（リソース）ではなく資本（キャピタル＝能力）と捉え、一人ひとりの個性と多様性を尊重し、人材と組織を活性化いたします。そして個々の多様な視点・経験・スキルが生み出す化学反応によるイノベーション、失敗を恐れずにワクワクしながら挑戦する意欲、主体性を発揮できる環境を整備します。
・多様性ある人材の採用を継続し、またグループ内でジョブローテーションを通じて人材育成、交流を図り、数多くの事業を創出する、当社グループを支えるタレントプールをつくり、次世代経営幹部を輩出します。

（4）非財務目標
①マテリアリティ
・Purpose、Vision、中期経営計画「MEIKO Transition」が目指す総合的な人材支援グループへ「Transition」を図るため、ステークホルダー及び自社にとって重要な社会課題をステークホルダーと専門家と協議した上で、マテリアリティとして特定しました。中でも「社会課題の解決への挑戦」「学びのインフラ」については、自社にとって特に大切な項目としました。なお、今後もサステナビリティ委員会で検討し、適宜見直します。
②人権方針
・当社は、人権擁護を重要な経営上の課題の一つと認識しています。そこで当社の人権尊重に関する考え方を改めて整理し、明確にした上で取り組みを推進するべく、「人権方針」を制定いたしました。

（5）財務目標

ポートフォリオを進化させる戦略投資を推進するとともに、資本コストを意識してレバレッジを活用し、
安定的・持続的に営業利益・EBITDAの成長を図る事業・財務収益基盤の構築を目指します。

①売上、利益

	2025年８月期　計画	2027年８月期　目標
連結売上高	230億円	240億円
連結営業利益	11億円	15億円
EBITDA	13.5億円	20億円

②効率性、安全性・レバレッジ

	2025年８月期　計画	2027年８月期　目標
ROE	5.9%	8.0%
財務レバレッジ	1.64	1.70以上

③株主還元

	2025年８月期　計画	2027年８月期　目標
DOE（株主資本配当率）	6.6%	5%～7%

＜ご参考＞

明光ネットワークジャパンのサステナビリティ

明光ネットワークジャパンは、「子どもたちの自立を支援する」教育事業会社から、幼児からシニアまで「あらゆる人々の可能性をひらく」グループへ、“Purpose”「『やればできる』の記憶をつくる」を起点に、一人ひとりのライフステージに応じた「輝く未来」を実現する、総合的な人材支援グループを目指しております。

これからも社会から選ばれる企業であり続けるために、教育格差、デジタル教育、教育／労働の機会不均衡、生産労働人口の減少、高齢化社会などの社会課題を新たなビジネスの機会と捉え、“Purpose”「『やればできる』の記憶をつくる」を起点として、積極的にその解決にチャレンジし、あらゆる世代のお客様に対して時代のニーズを見据えた最適な「学び」の機会を継続的に提供する「学びのインフラ」にコミットし、社会環境の急速な変化に立ち向かえる「人の可能性をひらく事業」を創造してまいります。

そして責任あるプライム市場上場企業として「サステナビリティ委員会」を設置し、適切なマテリアリティの特定とその方針、取り組みを審議、実践、見直しを図ることで、自社と社会のサステナビリティの実現に向けた活動を推進します。また社外の専門家やステークホルダーとの対話を積極的、能動的に行い、活動の実践とその結果を広く開示し、企業価値向上を目指してまいります。

当社ウェブサイト　https://www.meikonet.co.jp/ja/index.html

E 環境

■マテリアリティ

気候変動対応

方針

・人類共通の課題である気候変動に対して、責任ある企業として対策を講じます。パリ協定の枠組みや、日本政府が掲げた2050年までにCO2排出量を実質ゼロにする目標のもと、持続可能な社会を実現するために企業が果たすべき役割を認識し、ビジネスを通じてこの課題解決を実現することが、当社グループの持続的成長に繋がると考えております。

取り組み

・グループ企業全体の電力使用量を計測し、温室効果ガスの削減目標を掲げ、目標数値達成に向け最大限企業努力をいたします。またTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言へ賛同し、CDP（カーボンディスクロージャープロジェクト）をはじめ、各調査機関の質問書、アンケートに参加し、積極的に情報を開示してまいります。
・国内再生エネルギー発電事業を支援するため、カーボンニュートラルファンドに出資いたしました。日本の再生可能エネルギー普及・拡大に貢献いたします。また、将来的には自社施設に対して、再生可能エネルギーを使用することを視野に入れております。

S 社会

■マテリアリティ

社会課題の解決への挑戦、学びのインフラ、人的資本経営、人権擁護と尊重

方針

・人材を資源（リソース）ではなく資本（キャピタル＝能力）と捉え、一人ひとりの個性と多様性を尊重し、人材と組織を活性化いたします。そして個々の多様な視点・経験・スキルが生み出す化学反応によるイノベーション、失敗を恐れずにワクワクしながら挑戦する意欲、自主性を発揮できる環境を整備してまいります。また、人権に配慮し人事慣行における差別・強制労働の禁止を徹底し、公平な採用、配属、昇進の基準を設けることにより、企業価値の向上を図ります。

取り組み

・従業員のスキルと能力開発を推進しております。特に社内大学「明光アカデミー」においては、ホスピタリティの取り組みを推進しており、ホスピタリティ・コーディネータ等の資格取得を推奨しております。
・やる気のある人材を子会社の代表取締役社長に選任する抜擢社長制を導入しております。
・社員一人ひとりの起業家精神を育む機会として社内起業制度を導入しております。
・DXの本質であるデジタルによるトランスフォーメーションを繰り返しながらイノベーションを起こす人材の育成とDXによってお客様と継続的な関係性を築き、お客様一人ひとりのCX（顧客体験価値）の向上を推進する人材の育成に取り組んでおります。
・女性の活躍支援に取り組む企業として、厚生労働大臣より優良企業として認定を受け、認定マーク「えるぼし」の２つ星（２段階目）を取得しています。
・従業員とその家族のWell-being（身体的・精神的・社会的に良好な状態）とその先にいる方々のWell-beingに取り組み、楽しみながらも働きがいがあり、人材が成長できる職場環境を構築しております。
・世界の全ての人が持つ基本的人権は、国際的に認められたものであり、守るべきであると認識しております。自社グループの事業活動において、人権を擁護・尊重するために人権デューディリジェンスを実施し、人権に関する研修を継続的に実施してまいります。

G ガバナンス

■マテリアリティ

セキュリティの確保、プライバシーの保護、企業倫理の確立、腐敗防止、コーポレートガバナンスの強化

方針

・経営の効率性と適法性の確保並びに株主に対する透明性の確保を柱としてコーポレートガバナンス機能の強化を追求いたします。特に企業倫理の確立と腐敗防止、セキュリティの確保とプライバシー保護も重視し、情報管理に最善を尽くします。これらの取り組みを通じて、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

取り組み

・環境変化に耐えうるセキュリティを構築し、センシティブな情報を扱う企業としてプライバシーを守り安心して利用できるサービスを提供します。
・公務員への賄賂、癒着、横領、背任などの腐敗行為の防止のため、腐敗リスクに適切に対応できる社内体制を充実させ、その発生を未然防止することで、健全な経営環境の確保に注力しております。
・取締役会の実効性と更なる監視体制の強化を図るべく監査等委員会設置会社へ移行しております。
・取締役の指名・報酬等の決定プロセスの客観性・透明性の更なる向上を図るべく指名報酬委員会を設置しております。
・当社グループのあるべき姿の実現に向けて、取締役が役割を果たすために必要なスキルや知見、経験の情報開示を行っております。
・業績連動型役員報酬体系を見直し、ESGを含む複数の評価体系を導入いたしました。
・代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ経営を実現するためのマテリアリティを決定いたしました。取り組みについては、適切な情報開示と透明性を確保してまいります。

<ご参考>

サステナビリティ　ーマテリアリティー

Purpose、Vision、中期経営計画「MEIKO Transition」～その先の100年企業を目指して～が目指す総合的な人材支援グループへ「Transition」を図るためステークホルダーおよび自社にとって重要な項目をステークホルダーと専門家と協議した上で、マテリアリティとして特定しました。中でも「社会課題の解決への挑戦」「学びのインフラ」については、自社の事業を遂行するうえで大切な項目と認識しております。なお、今後もサステナビリティ委員会で検討し、適宜見直してまいります。

1 社会課題の解決への挑戦 S

個別指導のパイオニアとして培った、事業創出のノウハウを活かして社会課題を新たなビジネスの機会と捉え、積極的に社会課題の解決にチャレンジしてまいります

対応する社会課題

生産労働人口の減少、高齢化社会、経済格差、外国人人材の活躍

2 学びのインフラ S

事業活動を通じてあらゆる世代のお客様に対して、時代のニーズを見据えた最適な「学び」の機会を継続的に提供する「学びのインフラ」としてかけがえのない存在となります

対応する社会課題

教育格差、デジタル教育、教育／労働の機会不均衡

3 人的資本経営 S

人材を資源（リソース）ではなく資本（キャピタル＝能力）と捉え、一人ひとりの個性と多様性を尊重し、人材と組織を活性化いたします。そして個々の多様な視点・経験・スキルが生み出す化学反応によるイノベーション、失敗を恐れずにワクワクしながら挑戦する意欲、自主性を発揮できる環境を整備してまいります

対応する社会課題

DE&I、リーダーシップ、生産性の低下

4 人権擁護と尊重 S

世界の全ての人が持つ基本的人権は、国際的に認められたものであり、守るべきであると認識しております。自社グループの事業活動において、人権を擁護・尊重するために人権デューディリジェンスを実施し、人権に関する研修を継続的に実施してまいります

対応する社会課題

人権侵害、強制労働、ハラスメント、日本版DBS制度

5 気候変動対応 E

人類共通の課題である気候変動に対して、責任ある企業として対策を講じてまいります

対応する社会課題

地球温暖化、環境破壊

6 セキュリティの確保、プライバシーの保護 G

外部からのアクセスや環境の変化に耐えうるセキュリティを構築し、センシティブな情報を取り扱う企業として、プライバシーを守り、安心して利用できるサービスを提供してまいります

対応する社会課題

サービスの安全性、プライバシー侵害、情報漏洩

7 企業倫理の確立、腐敗防止 G

時代や企業の成長とともに企業文化を維持・変化させ、それらを通じた企業倫理を確立し、強要や贈収賄、癒着を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組んでまいります

対応する社会課題

賄賂、癒着、汚職、談合、横領

8 コーポレートガバナンスの強化 G

経営の効率性と適法性の確保と株主に対する透明性の確保を柱としてコーポレートガバナンス機能の強化を追求いたします

対応する社会課題

ステークホルダー満足度向上、リスク管理の強化、信頼性の向上、経営の透明性、不祥事

＜ご参考＞

サステナビリティ　－人権方針－

当社は、人権擁護を重要な経営上の課題の一つと認識しています。そこで当社の人権尊重に関する考え方を改めて整理し、明確にした上で取り組みを推進するべく、「人権方針」を制定いたしました。また現在、経済産業省の実施ガイドラインに基づき、人権デューディリジェンスを実施しております。

前文

明光ネットワークジャパンは、「子どもたちの自立を支援する」教育事業会社から、幼児からシニアまで、「あらゆる人々の可能性をひらく」グループへ、“Purpose”「『やればできる』の記憶をつくる」を起点に、一人ひとりのライフステージに応じた「輝く未来」を実現する、総合的な人材支援グループを目指しております。教育事業と人材事業を展開する当社グループは、一人ひとりの個性と多様性を尊重し、人権を最優先に事業運営いたします。そして、自社グループの事業活動と、その影響を直接的及び間接的に受ける人々の人権が尊重されるべきであることを理解し、企業として人権の方針を宣言すると同時に経営としてコミットいたします。

ここで言う「人権」は「国際権利章典」（「世界人権宣言」（1948年）及び「国際人権規約」（1966年））に基づくものであり、また取り組みの基本は「ビジネスと人権に関する指導原則」（2011年）に準拠したものであります。

1．基本的な考え方

世界のすべての人が持つ基本的人権は、国際的に認められたものであり、守るべきであると認識しております。明光ネットワークジャパンは、自社グループの事業活動において、人権を守ることを約束いたします。国連「国際人権章典」、「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言（＊中核的労働基準「児童労働の禁止」「強制労働の禁止」「差別の撤廃」「結社の自由・団体交渉権の承認」「労働安全衛生の原則」を含む）」、「OECD多国籍企業の行動指針」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」などの人権に関わる国際行動規範などを支持しております。

2．適用範囲

人権の方針とそれに基づく実施事項の遵守は、組織の全役職員（役員、正社員、契約社員、非正規職員）に適用します。また自社グループのすべてのビジネスパートナー（フランチャイズ）、サプライヤーへ本方針の支持及び理解を促進し、働きかけや対話によって人権尊重の責務を果たします。

3．責任の範囲

自社グループの事業活動が負の影響を直接引き起こす場合だけでなく、直接・間接に助長したり、自社の事業やサービスと関連する影響についても、方針や対策の対象とする必要があることを認識しています。

4．人権デューディリジェンスの実施

自社グループ及びサプライヤー等における人権への負の影響を特定し、防止・軽減し、取組の実効性を評価、開示するために、人権デューディリジェンスを実施いたします。人権デューディリジェンスは、人権侵害が存在しないことを確認するものではなく、潜在的な影響の可能性を特定・評価し、防止・軽減するための継続的なプロセスとして計画、実施いたします。

5．ステークホルダーとの対話

人権尊重への取組は、自社内だけではなく、多様なステークホルダーと理解、協働を推進することが重要です。当社は、広い市民社会との関わりを持ち、責任ある行動が強く求められる存在であることを認識しており、すべての人権が尊重される社会を構築するよう努めてまいります。社内外での活動に加え、ステークホルダーとの対話により協働への参画を働きかけ、また外部の専門知識、当事者、中立的な第三者機関などからの知見を導入いたします。

6．周知、実効性

人権の侵害は、経営層、従業員の知識・理解が不足している場合、起きうる可能性が高まります。従業員やビジネスパートナー、サプライヤー等が人権に関する一定の知識を習得できることを目的とした、教育・研修を実施いたします。その実効性を高めるためには、継続的な実施、モニタリングと報告を行います。

7．救済メカニズム

すべての企業には、人権の侵害を受けている人を迅速に救済する責任があります。自社または外部の第三者が持つ苦情処理メカニズム（苦情・相談・通報窓口等を指す）の存在を、多くの利用者が信頼して活用できる状態にすることが重要であると考え、その周知を推進いたします。

事業報告

＜ご参考＞

人的資本経営

当社の考える人的資本経営

明光ネットワークジャパンは、「子どもたちの自立を支援する」教育事業会社から、幼児からシニアまで「あらゆる人々の可能性をひらく」グループへ、“Purpose”「『やればできる』の記憶をつくる」を起点に、一人ひとりのライフステージに応じた「輝く未来」を実現する、総合的な人材支援グループを目指しております。

これからも社会から選ばれる企業であり続けるために、教育格差、デジタル教育、教育／労働の機会不均衡、生産労働人口の減少、高齢化社会などの社会課題を新たなビジネスの機会と捉え、“Purpose”「『やればできる』の記憶をつくる」を起点として、積極的にその解決にチャレンジし、あらゆる世代のお客様に対して時代のニーズを見据えた最適な「学び」の機会を継続的に提供する「学びのインフラ」にコミットし、社会環境の急速な変化に立ち向かえる「人の可能性をひらく事業」を創造してまいります。

そのためには、従業員の多様性と個性を活かし、個々の能力を最大限に発揮させることで、イノベーションを促進し、企業全体の競争力を高め、持続可能な成長を目指してまいります。

現在の日本企業は、従業員を会社の既存の枠組みにはめ込んだ結果、やらされ感や疲弊感、閉塞感が増加し、挑戦する意欲が減退しています。この問題を解決するために、従業員の個性と多様性を尊重し、人材と組織を活性化すること、個々の多様な視点・経験・スキルが生み出す化学反応によるイノベーション、失敗を恐れずにワクワクしながら挑戦する意欲、主体性を発揮できる環境を整備してまいります。

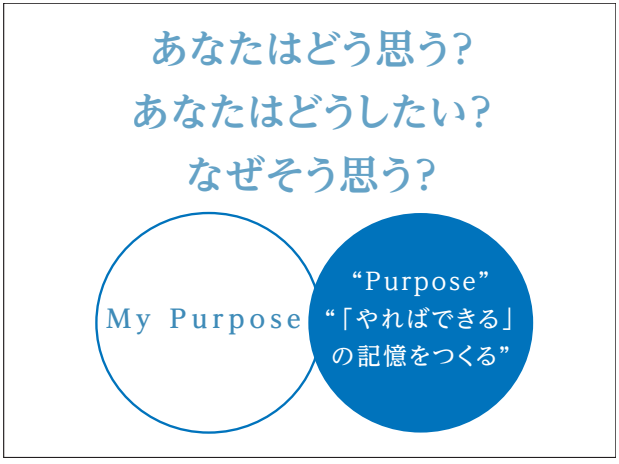
これからも、個々のMy Purposeを尊重し、従業員のモチベーションとエンゲージメントを向上させ、自己肯定感を感じられる育成プログラムを提供し、挑戦的な目標設定と公平な成果のフィードバックを通じて、社員が自己実現できる企業となります。

私たちの目指す『人的資本経営』は、人材を枯渇する資源ではなく、「能力」と捉え、個々の「能力」を磨き、活躍できる環境を整備することです。

人材育成方針

人の可能性をひらく企業グループとなり輝く未来を実現するためには、従業員自らが、主体的に物事を捉え、自立した人材に成長することが必要であり、“Purpose”、“Vision”、“Values”を理解し、共感して、自分事として主体的に共鳴にすることが不可欠です。

そのために“Purpose”、“Vision”、“Values”に関する集合型ミーティング、ワークショップを定期的に実施し、「創業の精神」や当社の“Purpose”がなぜ「『やればできる』の記憶をつくる」なのかを学んでおります。従業員一人ひとりに働く意義を問いかけ、当社の“Purpose“と従業員一人ひとりのMy Purposeとの共通点を深掘りしております。



当社の“Purpose“と従業員のMy Purposeが触れ合い重なり合うことで、共感から自分事として主体的な共鳴に繋がり、一人ひとりの主体性が育成されております。従業員一人ひとりに個性があるように、お客様にもそれぞれのニーズがあります。お客様個人に寄り添い、満足していただける提案ができる人材をこれからも育成してまいります。

事業報告

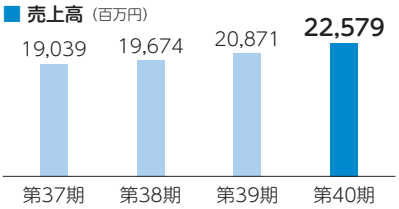
(9) 財産及び損益の状況の推移

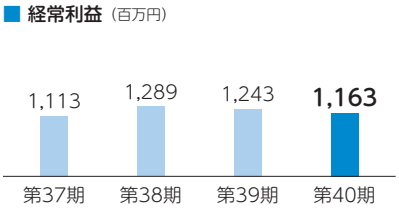
① 企業集団の財産及び損益の状況

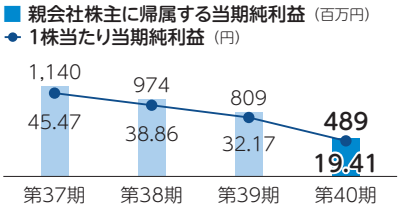
区　分		第37期 (2021年8月期)	第38期 (2022年8月期)	第39期 (2023年8月期)	第40期 (当連結会計年度) (2024年8月期)
売上高	(百万円)	19,039	19,674	20,871	22,579
経常利益	(百万円)	1,113	1,289	1,243	1,163
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,140	974	809	489
1株当たり当期純利益	(円)	45.47	38.86	32.17	19.41
自己資本当期純利益率	(%)	11.7	9.4	7.4	4.4
総資産	(百万円)	14,649	15,439	15,811	16,240
純資産	(百万円)	10,025	10,606	11,203	10,884

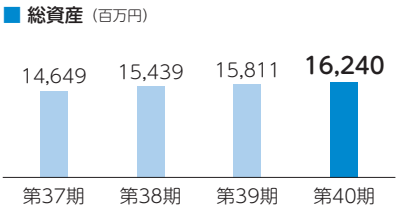
② 当社の財産及び損益の状況

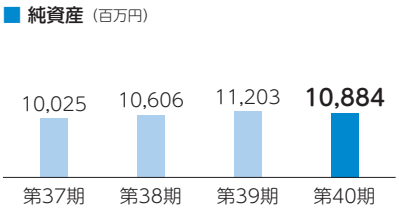
区　分		第37期 (2021年8月期)	第38期 (2022年8月期)	第39期 (2023年8月期)	第40期 (当事業年度) (2024年8月期)
売上高	(百万円)	12,770	13,100	13,426	14,076
経常利益	(百万円)	691	784	535	1,841
当期純利益	(百万円)	922	772	395	1,118
1株当たり当期純利益	(円)	36.76	30.78	15.72	44.36
自己資本当期純利益率	(%)	9.3	7.5	3.7	10.3
総資産	(百万円)	12,451	13,052	13,015	13,673
純資産	(百万円)	10,119	10,491	10,668	11,018

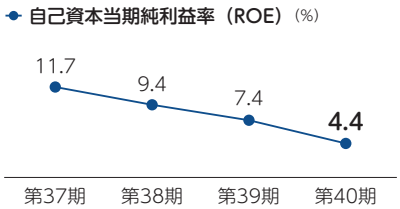












(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社MAXISエデュケーション	30百万円	100%	個別指導塾「明光義塾」の運営等
株式会社ケイライン	50百万円	100%	個別指導塾「明光義塾」の運営
株式会社TOMONI	50百万円	100%	個別指導塾「明光義塾」の運営
株式会社One link	50百万円	100%	個別指導塾「明光義塾」の運営
株式会社早稲田EDU	20百万円	100%	早稲田EDU日本語学校の運営
国際人材開発株式会社	10百万円	100%	JCLI日本語学校の運営
株式会社古藤事務所	10百万円	100%	大学入試、大学教育に関する事業
株式会社クース・コーポレーション	40百万円	100%	個別指導塾「明光義塾」の運営
Simple株式会社	50百万円	100%	保育士・栄養士の転職支援サービス
Go Good株式会社	10百万円	100%	マーケティングDXおよびインターネット広告事業
株式会社明光キャリアパートナーズ	50百万円	100%	有料職業紹介事業・労働者派遣事業・登録支援機関として行う特定技能外国人支援事業
株式会社Reverse	0百万円	100%	戦略コンサルタント等のハイクラス向け就職活動支援事業
株式会社明光ウェルネス	10百万円	100%	児童発達支援・放課後等デイサービス事業

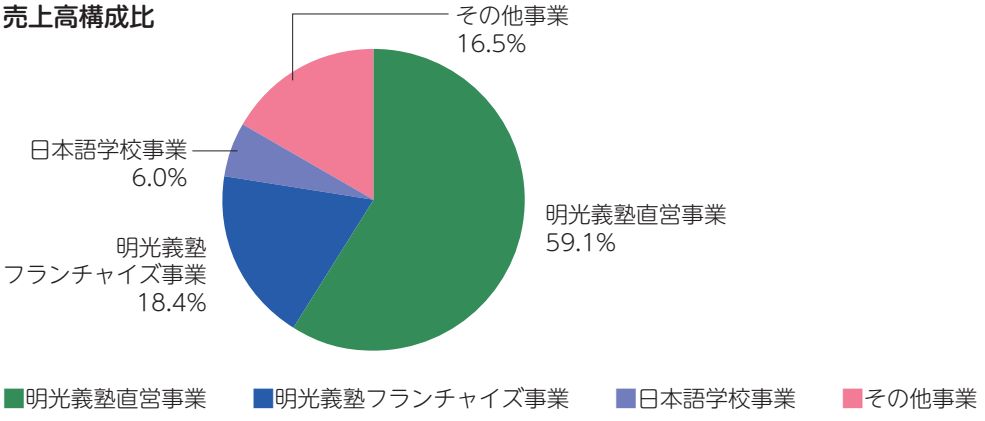
(注) 1. 株式会社明光キャリアパートナーズ及び株式会社Reverseの重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
2. 2024年3月26日付で株式会社ランウェルネスの株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。
なお、同社は2024年5月31日付で株式会社明光ウェルネスに商号変更しております。
3. 株式会社Reverseに対する当社の議決権出資比率は、当社の子会社である株式会社明光キャリアパートナーズを通じての間接所有分です。

事業報告

(11) 主要な事業内容

セグメントの名称	区分に属する主要な事業内容
明光義塾直営事業	・個別指導塾「明光義塾」直営教室における学習指導及び教材、テスト等商品販売（当社、株式会社MAXISエデュケーション、株式会社ケイライン、株式会社TOMONI、株式会社One link、株式会社クース・コーポレーション）
明光義塾フランチャイズ事業	・個別指導塾「明光義塾」フランチャイズ教室における教室開設、経営指導及び教室用備品、教室用機器、教材、テスト、広告宣伝物等商品販売
日本語学校事業	・「早稲田EDU日本語学校」の運営（株式会社早稲田EDU） ・「JCLI日本語学校」の運営（国際人材開発株式会社）
その他	・長時間預かり型学習塾「キッズ（アフタースクール）」事業 ・ITを活用した個別学習塾「自立学習RED」事業 ・オールイングリッシュの学童保育「明光キッズe」事業 ・ＨＲソリューション事業 ・大学入試、大学教育に関する事業（株式会社古藤事務所） ・保育士・栄養士の転職支援サービス（Simple株式会社） ・マーケティングDXおよびインターネット広告事業（Go Good株式会社） ・有料職業紹介事業・労働者派遣事業・登録支援機関として行う特定技能外国人支援事業（株式会社明光キャリアパートナーズ） ・戦略コンサルタント等のハイクラス向け就職活動支援事業（株式会社Reverse） ・児童発達支援・放課後等デイサービス事業（株式会社明光ウェルネス）

売上高構成比



(12) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
明光義塾直営事業	670名	44名増
明光義塾フランチャイズ事業	125名	7名減
日本語学校事業	72名	9名増
その他	275名	116名増
管理部門	55名	5名減
合計	1,197名	157名増

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員（37名）を含み、アルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

区　分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	417名	19名増	37.9歳	7.9年
女性	238名	25名増	34.1歳	6.5年
合計又は平均	655名	44名増	36.5歳	7.4年

(注) 使用人数は就業人員であり、契約社員（33名）を含み、アルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

(13) 主要な借入先

該当する事項はありません。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 72,405,000株

(2) 発行済株式の総数 25,352,452株（自己株式　2,451,148株を除く。）

(3) 株主数 94,309名（前期末比　8,129名増）

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,103,100	8.30
公益財団法人明光教育研究所	2,000,000	7.89
渡邉　弘毅	1,667,000	6.58
奥井　世志子	792,800	3.13
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	378,500	1.49
株式会社早稲田アカデミー	347,600	1.37
奥井　慧	300,000	1.18
株式会社ウィザス	231,300	0.91
WU ASSETS PTE. LTD.	141,400	0.56
明光ネットワークジャパン社員持株会	100,800	0.40

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数には、「役員向け株式交付信託」による所有株式141,000株（発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合0.56%）が含まれております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

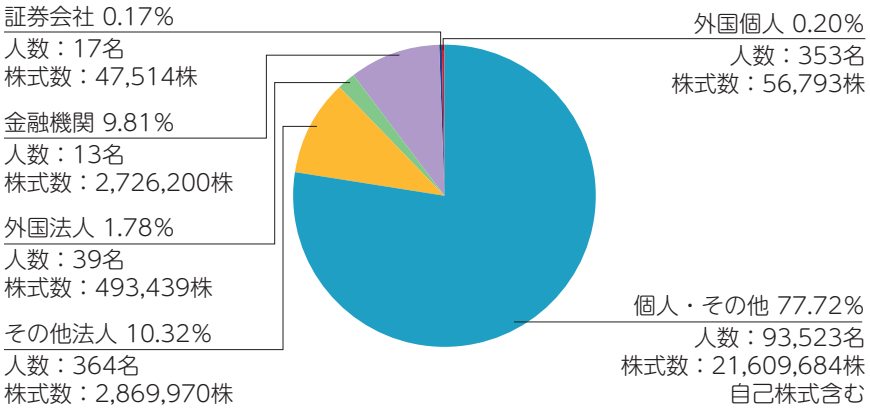
	株式数	交付対象者数
	株	名
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）	4,800	5
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	－	－
監査等委員である取締役	－	－

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4 会社役員に関する事項(5)当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

所有者別株式分布



3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

（2024年8月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	渡邉 弘毅	（重要な兼職の状況） 公益財団法人明光教育研究所代表理事
代表取締役社長	山下 一仁	明光義塾事業本部長 （重要な兼職の状況） 公益財団法人明光教育研究所評議員
取締役副社長	岡本 光太郎	（重要な兼職の状況） 株式会社古藤事務所取締役 Simple株式会社取締役 株式会社明光キャリアパートナーズ取締役 Go Good株式会社取締役
常務取締役	谷口 康忠	DX戦略本部長 （重要な兼職の状況） Go Good株式会社代表取締役社長
取締役	小宮山 大	社長補佐特命担当
取締役 （常勤監査等委員）	神坐 浩	
取締役 （監査等委員）	青野 奈々子	（重要な兼職の状況） 株式会社GEN代表取締役社長 株式会社ミスミグループ本社社外監査役 日本製紙株式会社社外監査役
取締役 （監査等委員）	熊王 斉子	（重要な兼職の状況） 島村法律会計事務所 セーラー万年筆株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社コロワイド社外取締役（監査等委員） Hamee株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役 （監査等委員）	岩瀬 香奈子	（重要な兼職の状況） 株式会社アルーシャ代表取締役

(注) 1. 取締役（監査等委員）神坐浩、青野奈々子、熊王斉子及び岩瀬香奈子の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）神坐浩、青野奈々子、熊王斉子及び岩瀬香奈子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）青野奈々子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために神坐浩氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5 取締役副社長の岡本光太郎氏は、2024年10月17日開催の各グループ会社株主総会終結時をもって、株式会社古藤事務所取締役、Simple株式会社取締役、株式会社明光キャリアパートナーズ取締役及びGo Good株式会社取締役を退任予定です。
6. 取締役会長の渡邉弘毅氏は、2024年11月15日開催予定の第40回定時株主総会終結時をもって当社取締役を退任し、当社の無報酬の最高顧問に就任予定です。
7. 取締役の小宮山大氏は、2024年11月15日開催予定の第40回定時株主総会終結時をもって当社取締役を退任し、当社の明光義塾チェーンに加盟し、オーナーとして独立する予定です。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下①において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすること、透明性と客観性を備えたプロセスにより決定されることを基本方針といたしております。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（月額報酬）と非金銭報酬（株式報酬）により構成されており、その決定方針は、2023年10月26日開催の取締役会において改定しております。社外取締役の個人別の報酬等については、業務執行から独立した立場であることから非金銭報酬（株式報酬）は導入せず、基本報酬のみを月額報酬として支給することとしております。

b．決定方針の内容の概要

(a) 基本報酬に関する方針

取締役の年間報酬総額は定時株主総会で決議しております。各取締役の報酬については、各取締役の職務内容及び当社の状況等を踏まえ、代表取締役社長が原案を作成し、指名報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定しております。

(b) 非金銭報酬（株式報酬）に関する方針

取締役（社外取締役を除く。）の非金銭報酬は、業績連動報酬としての株式交付信託に基づく株式報酬制度（以下「株式交付信託制度」という。）及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「RS制度」という。）により構成されております。

非金銭報酬のうち株式交付信託制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、株式交付信託制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式交付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて交付される株式報酬制度であり、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時としております。株式交付信託制度の限度額は、2022年11月18日開催の第38回定時株主総会において、信託期間（当初4年間）中に取締役（社外取締役を除く。）に付与されるポイント総額の上限は、1事業年度あたり40,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）と定められております。株式交付信託制度に係る割当数については、役員株式交付規程に従って、各取締役の職務内容及び当社の状況等を踏まえ、代表取締役社長が原案を作成し、指名報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定しております。

また、非金銭報酬のうちRS制度は、当社と取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、これに基づき譲渡制限付株式を割り当てる制度であり、譲渡制限期間中も取締役が株式を保有することにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを更に付与すると共に、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的としております。なお、譲渡制限付株式の割当数については、一定の時期に、役位、業績状況、その貢献度及び当社の状況等を踏まえ、代表取締役社長が原案を作成し、指名報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定しております。

(c) 取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の基本報酬の内容の決定にあたっては、取締役会において決定した基本報酬の決定方針のとおり、各取締役の職務内容及び当社の状況等を踏まえ、代表取締役社長が原案を作成し、指名報酬委員会への諮問を経て、取締役会にて決定しており、決定方針に沿うものと判断しております。また、取締役（社外取締役を除く。）の個人別の非金銭報酬（株式報酬）については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、決定方針に沿うものと判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

a．取締役の報酬限度額は以下のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年11月18日開催の第38回定時株主総会において、年額300百万円以内（役員賞与を含み、使用人分給与は含まない。）として決議いただいております（同定時株主総会終結時の取締役の員数は5名）。これに加え当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度を導入しております。株式交付信託制度の限度額は、2022年11月18日

開催の第38回定時株主総会において、信託期間（当初4年間）中に取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）への報酬として拠出する金銭の上限は、金銭報酬枠とは別枠で、1事業年度あたり70百万円、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に付与されるポイント総数の上限は1事業年度あたり40,000ポイント（1ポイントは当社株式1株）と決議いただいております（同定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は5名）。また、RS制度の限度額は、2023年11月17日開催の第39回定時株主総会において、金銭報酬枠の範囲内で年額50百万円以内、総数70,000株以内と決議されております（同定時株主総会終結時の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は5名）。

b．監査等委員である取締役の報酬限度額は以下のとおりであります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年11月18日開催の第38回定時株主総会において、年額50百万円以内として決議いただいております（同定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は4名）。

③　取締役の報酬等の額

区　分	支給人員	報酬等の種類別の総額				計
		固定報酬	非金銭報酬（株式報酬）			
		基本報酬	固定部分	業績連動部分	譲渡制限付株式報酬	
取　締　役 （監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 （－名）	129百万円 （－百万円）	6百万円 （－百万円）	1百万円 （－百万円）	3百万円 （－百万円）	140百万円 （－百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4名）	30百万円 （30百万円）	－百万円 （－百万円）	－百万円 （－百万円）	－百万円 （－百万円）	30百万円 （30百万円）
合　計	9名	159百万円	6百万円	1百万円	3百万円	171百万円

(注) 1. 株式報酬の業績連動部分に係る指標については、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の報酬と当社グループ（当社及び当社の関係会社）の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と株主価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とし、当社が目標として設定した連結営業利益及び個別営業利益を指標としております。当該指標を選択した理由は、営業利益が業績や収益性を計測する指標として一般的に認知された指標であり、経営成果を明確にすることができるためであります。当社グループの株式報酬は、株式交付信託及び譲渡制限付株式の仕組みを利用しており、「固定部分」と「業績連動部分」から構成されております。固定部分は、中長期的な株式価値向上に対する貢献意欲を高めていくものであります。業績連動部分の額の算定方法は、役位ごとの基準額に連結営業利益及び個別営業利益について段階別の達成率を設けており、その達成状況により業績連動係数を変動させ、年度ごとにポイントを付与し確定、各取締役の退職時に総ポイント数に応じた株式を交付いたします。なお、当連結会計年度及び当事業年度の連結営業利益及び営業利益の実績値は、それぞれ1,010百万円及び380百万円であります。

2. 株式報酬のうち業績連動部分が会社法施行規則の定める「業績連動報酬等」に、株式報酬が同規則の定める「非金銭報酬等」に、それぞれ該当いたします。

3. 取締役（監査等委員）の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各取締役（監査等委員）の報酬額は、指名報酬委員会の諮問を経て、取締役（監査等委員）の協議によって決定しております。

事業報告

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
社外役員の重要な兼職の状況については、「(1)取締役の氏名等」に記載のとおりであります。
なお、兼職先である法人等と当社との間に特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	神　坐　　浩	当事業年度において開催された取締役会17回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。長年にわたる金融機関等での金融、財務及び企業経営に関する豊富な経験と知識に加え、他社での社外取締役としての経験や海外での勤務経験をもとに、グローバルな視点から当社の経営上の重要事項につき、常勤監査等委員としての有効な助言をいただいております。また、当事業年度において開催された監査等委員会18回全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。 さらに、指名報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会9回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外取締役 (監査等委員)	青　野　奈々子	当事業年度において開催された取締役会17回全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。公認会計士として広範な財務・会計の知識を有するとともに、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見に加え他社での社外取締役としての経験をもとに、当社経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がる助言をいただいております。また、当事業年度において開催された監査等委員会18回全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。 さらに、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会9回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	熊　王　斉　子	当事業年度において開催された取締役会17回全てに出席し、取締役会において、その意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。企業法務の専門知識に加え、他社での取締役監査等委員としての経験もあり、企業経営においてESGを踏まえた、経営の管理と、企業におけるガバナンスの強化の重要性を増す中、当社経営の透明性の確保、及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化につながる助言をいただいております。また、当事業年度において開催された監査等委員会18回全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。 さらに、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会9回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 (監査等委員)	岩　瀬　香奈子	当事業年度において開催された取締役会17回全てに出席し、取締役会において、その意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。経営を通じた社会課題の解決を目指し、日本に暮らす難民の自立支援のための就労の場の提供や児童養護施設の児童に対して職業体験の機会を提供するなど、人権、サステナビリティ、SDGsへの理解と経営者としての豊富な経験をもとに、多様性を意識した客観的な立場から有効な助言をいただいております。また、当事業年度において開催された監査等委員会18回全てに出席し、幅広い観点から議案審議等に必要な発言を行っております。さらに、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会9回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

④ 事業報告記載事項に関する意見
該当する事項はありません。

5 会社の体制及び方針

(1) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

(2) 親会社等との間の取引に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 特定完全子会社に関する事項

該当する事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業基盤の強化及び成長投資に必要な自己資本の充実と、株主の皆さまに対する安定的かつ持続的な利益還元を通じて、中長期的に企業価値を高めていくことを資本・配当政策の基本方針としており、配当政策につきましては、年間連結配当性向35％以上を基本として、業績に連動して最適なバランスを勘案した上で決定いたします。また、剰余金の配当の回数は、中間配当及び期末配当の年2回を原則的な基本方針としております。配当の決定機関は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、自己株式の取得・消却、剰余金その他の処分については、事業環境、市場価格への影響、財務状況を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に判断することを基本方針といたします。当期につきましては、資金状況等を踏まえ、2024年10月10日開催の取締役会において、次のように剰余金の処分に関する決議をいたしました。当期の連結配当性向につきましては175.2%となりました。

期末配当に関する事項
①株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円　総額304,229,424円
②剰余金の配当が効力を生じる日
2024年11月18日
この結果、当期の配当につきましては、中間配当金22円を含め、1株当たり年間配当金を34円とさせていただきました。
内部留保資金につきましては、財務構造の強化を勘案しつつ、将来の新たな事業展開、明光義塾事業の教務力強化並びに業容拡大に伴うインフラ整備に充当する等、有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、中期経営計画「MEIKO Transition」の開始に合わせ、次の通り資本・配当政策の基本方針を変更いたしました。実施時期は、2025年８月期よりといたします

資本・配当政策の基本方針
（変更後）
ポートフォリオを進化させる戦略投資の推進、株主の皆様への安定的かつ持続的な利益還元、事業基盤の強化及び成長投資に必要な自己資本の充実を通じて、中長期的に企業価値を高めていくことを基本方針としております。配当につきましては、この基本方針のもと、DOE（株主資本配当率）５％～７％程度を基準として、最適なバランスを勘案した上で決定いたします。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率につきましては表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

メ　モ

連結計算書類

連結貸借対照表（2024年8月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**10,536**
現金及び預金	7,871
売掛金	1,290
商品	120
仕掛品	15
貯蔵品	8
前渡金	106
前払費用	439
その他	725
貸倒引当金	△41
固定資産	**5,704**
有形固定資産	**849**
建物及び構築物	713
工具、器具及び備品	62
土地	48
リース資産	24
無形固定資産	**561**
のれん	344
ソフトウエア	204
ソフトウエア仮勘定	7
電話加入権	4
投資その他の資産	**4,293**
投資有価証券	2,891
長期前払費用	25
繰延税金資産	128
敷金及び保証金	1,087
長期預金	100
その他	61
資産合計	**16,240**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**4,480**
買掛金	174
未払金	166
未払費用	1,380
未払法人税等	370
未払消費税等	277
契約負債	1,379
リース債務	5
預り金	190
賞与引当金	492
その他	43
固定負債	**875**
退職給付に係る負債	133
役員株式給付引当金	50
従業員長期未払金	79
役員長期未払金	98
繰延税金負債	48
リース債務	21
資産除去債務	442
長期預り保証金	1
負債合計	**5,355**
純資産の部	
株主資本	**9,931**
資本金	**972**
資本剰余金	**907**
利益剰余金	**10,752**
自己株式	**△2,700**
その他の包括利益累計額	**953**
その他有価証券評価差額金	902
為替換算調整勘定	51
純資産合計	**10,884**
負債及び純資産合計	**16,240**

連結損益計算書（2023年9月1日から2024年8月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**22,579**
売上原価		**17,314**
売上総利益		**5,265**
販売費及び一般管理費		**4,255**
営業利益		**1,010**
営業外収益		
受取利息	10	
受取配当金	54	
持分法による投資利益	44	
受取賃貸料	16	
貸倒引当金戻入額	3	
助成金収入	0	
違約金収入	14	
その他	21	165
営業外費用		
投資事業組合運用損	0	
賃貸費用	1	
その他	9	11
経常利益		**1,163**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	35	
持分変動益	5	41
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	24	
減損損失	203	
店舗閉鎖損失	4	234
税金等調整前当期純利益		**970**
法人税、住民税及び事業税	563	
法人税等調整額	△82	480
当期純利益		**489**
親会社株主に帰属する当期純利益		**489**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2024年10月16日

株式会社明光ネットワークジャパン
取　締　役　会　　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　池　内　基　明
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　甲　斐　靖　裕

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明光ネットワークジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2024年10月16日

株式会社明光ネットワークジャパン
取　締　役　会　　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　池　内　基　明
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　甲　斐　靖　裕

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明光ネットワークジャパンの2023年9月1日から2024年8月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

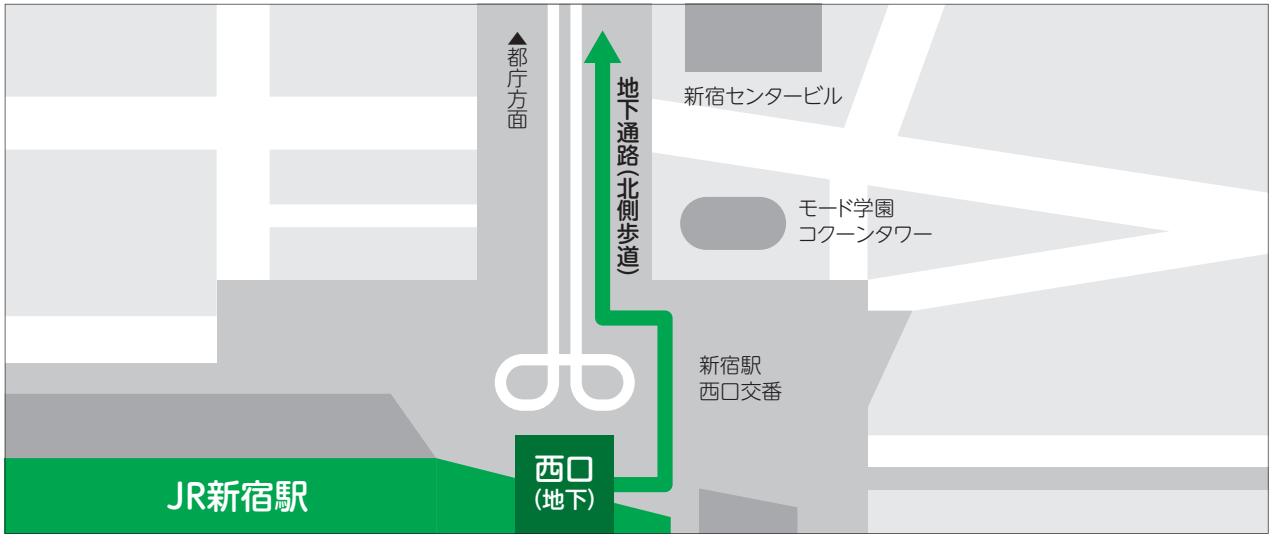
2024年10月16日

株式会社明光ネットワークジャパン　監査等委員会

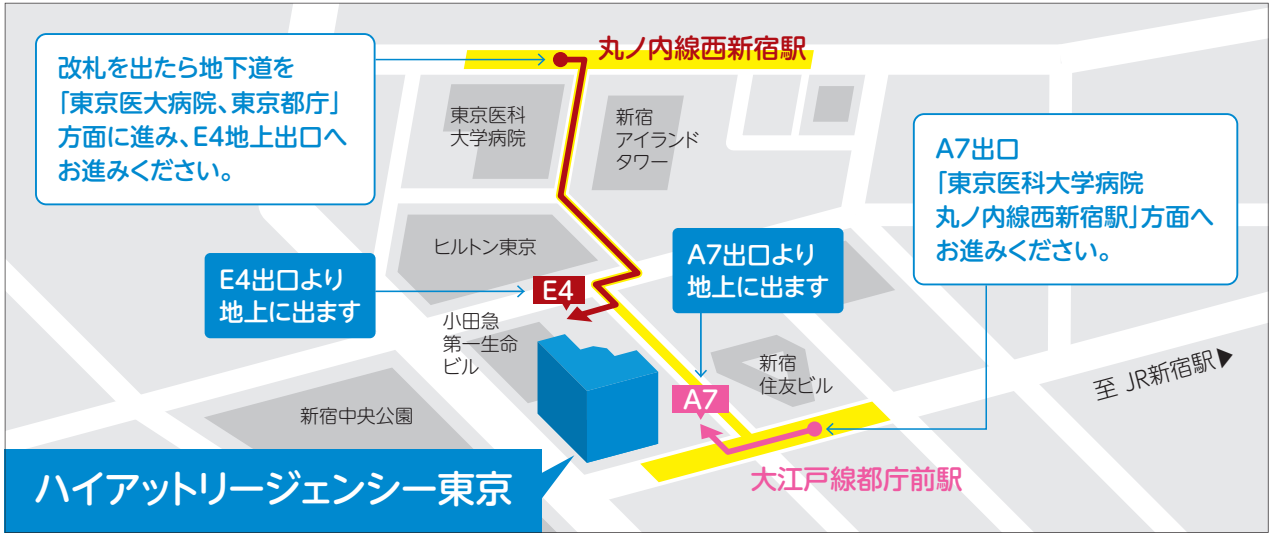
常勤監査等委員（社外取締役）　神　坐　　浩　㊞
監 査 等 委 員（社外取締役）　青　野　奈々子　㊞
監 査 等 委 員（社外取締役）　熊　王　斉　子　㊞
監 査 等 委 員（社外取締役）　岩　瀬　香奈子　㊞

以　上

JR新宿駅西口（地下）から会場へのご案内



地下鉄（丸ノ内線「西新宿駅」、大江戸線「都庁前駅」）から会場へのご案内



株主総会会場ご案内図

会　場

ハイアットリージェンシー東京　地下1階「センチュリールーム」

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号　電話(03)3348-1234(代表)



交通のご案内

- Ⓐ：JR新宿駅（西口）より徒歩約9分
- Ⓑ：東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」より徒歩約8分　（E4出口）より徒歩約1分
- Ⓒ：都営大江戸線「都庁前駅」より徒歩約5分　（A7出口）より徒歩約1分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

FSC www.fsc.org ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT